

# スポーツ施設 個別施設計画

令和2年11月  
(令和8年1月改定)

宮 崎 県

## 目 次

### 第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1

### 第2章 スポーツ施設の現状と課題

1 スポーツ施設の保有状況	2
2 老朽化の状況	2
3 管理の状況	2
4 課題	2

### 第3章 対策の優先順位の考え方

1 基本方針	3
2 施設評価	3
3 施設評価を踏まえた対応	3

### 第4章 個別施設の状態等

1 状態把握の手法	5
2 建物の総合劣化度	6

### 第5章 対策内容と実施時期

1 対策の内容	7
2 対策の実施時期	7

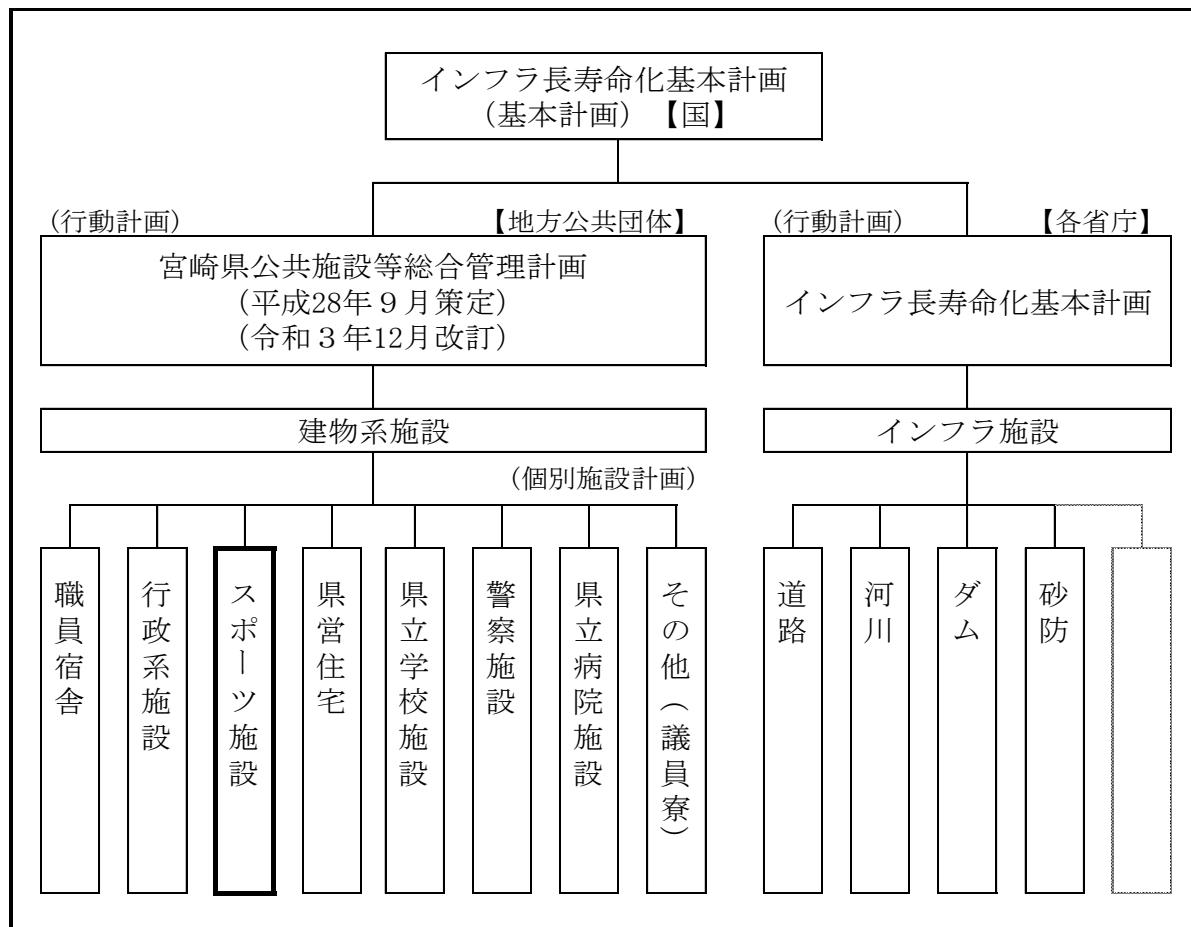
### 第6章 対策の費用

1 単純更新した場合の将来経費	9
2 対策を実施した場合の将来経費	10

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

平成28年9月に策定（令和3年12月改定）した「宮崎県公共施設等総合管理計画」（以下「管理計画」という。）に基づき、スポーツ施設の総合的・計画的な管理を進めるための具体的な取組を示すことを目的として、本計画を策定します。



## 2 計画期間

本計画の計画期間は10年間（令和7年度から令和16年度まで）とします。

なお、施設の状態や社会経済情勢の変化などを反映させるため、概ね5年ごとに見直しを行います。

## 第2章 スポーツ施設の現状と課題

### 1 スポーツ施設の保有状況

令和7年3月末現在、スポーツ施設は9施設、建物19棟となっています。

※ 宮崎県総合運動公園の硬式野球場、武道館等の都市公園施設については、インフラ施設の「公園」の個別施設計画の対象施設としており、本計画のスポーツ施設に含んでいません。

スポーツ施設	保有状況（令和7年3月末）		
	施設数	建物数	延床面積（m <sup>2</sup> ）
県ヨット艇庫、県廐舎、県漕艇庫、県スポーツ会館、県ライフル射撃競技場、県体育館、新県体育館、県プール、県山之口陸上競技場	9	19	53,478.99

※ 詳細は「別紙1 対象施設一覧」参照

### 2 老朽化の状況

令和7年3月末現在、19施設のうち12施設で建設後30年以上を経過しており、多くの施設で老朽化が進んでいる状況にあります。

建設後30年以上経過する施設の割合		
令和7年3月末	10年後	20年後
63.2%	63.2%	63.2%

### 3 管理の状況

県ライフル射撃競技場、県体育館、新県体育館、県プール及び県山之口陸上競技場では、指定管理者制度を導入し、施設の運営と維持管理を一体的に行っており、その他の施設については、施設管理者の教育委員会が必要な修繕等の維持管理を行っています。

### 4 課題

- 定期的な点検・劣化状況調査を行い、利用者の安全確保を図る対策などを適切に講じる必要があります。
- 点検・修繕等の履歴情報を蓄積、管理することにより、メンテナンスサイクルを構築し、事後保全から予防保全へ転換を図る必要があります。
- 施設の適正配置や総量最適化、更新・修繕等のトータルコストの低減化・標準化を図る観点から、施設の長寿命化や、市町村の施設との利用調整や集約・複合化を推進する必要があります。

## 第3章 対策の優先順位の考え方

### 1 基本方針

スポーツ施設については、以下の考え方により施設の総合的・計画的な管理を推進します。

- 「管理計画」に基づき、今後も維持する施設及び建物については、適切な維持管理・修繕により長寿命化を図る。
- 今後の利用ニーズが見込まれない施設及び建物については、他用途への転用、民間への売却などの有効活用策を検討する。

### 2 施設評価

施設評価については、まず、品質評価（築年数等）と供給・財務評価（施設運営費等）の指標により、「維持」「集約・廃止検討」など施設の方向性を相対的に評価（一次評価）し、この評価を踏まえ、所管部局において今後の利用ニーズや地域における施設の必要性等を検討し、建物ごとの今後10年間の対応方針について評価（二次評価）しました。

#### (1) 評価区分（今後10年間の対応方針）

- 「維持管理・修繕」：点検・調査、補修、修繕等により建物を維持する。
- 「改修」：耐震改修等の当初の効用が上回る対策を実施する。
- 「更新」：同程度の機能に再整備する。
- 「廃止」：用途廃止を行う。

#### (2) 評価結果

建 物 数				
維持管理 ・修繕	改修	更新	廃止	合計
8	0	5	6	19

※詳細は、「別紙2 施設評価（一次・二次）結果一覧」参照

### 3 施設評価を踏まえた対応

「維持管理・修繕」、「改修」、「更新」と評価した建物については、今後10年間、以下の対策を優先して取り組みます。また、「廃止」とした建物は、必要最低限の維持管理を行い、他用途への転用、民間への売却などの有効活用を検討します。

## (1) 利用者の安全確保

劣化状況等の調査を実施し、外壁・ガラス等の落下防止や消火・消防設備の修繕・更新などの安全確保対策を実施します。

## (2) 長寿命化の推進

屋根や外壁、電気・機械設備など部位ごとの劣化状況や耐用年数に応じた更新を行うことにより、予防保全を推進し、建物の長寿命化を図ります。

### 【対象部位】

- ・ 建築：屋根、外壁等
- ・ 電気設備：受変電設備、分電盤等
- ・ 機械設備：給排水設備等

## (3) 耐震性の確保

「宮崎県建築物耐震改修促進計画」等に基づき、建物の用途や防災上の重要度に応じて、必要な耐震改修を進めます。

## (4) ユニバーサルデザイン化の推進

スポーツ施設のうち、多数の利用者が見込まれる施設については、性別、年齢、障害の有無等に関係なく、誰もがスポーツをすることができる施設となることを目標として、施設の更新、修繕等を行います。

## (5) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進

施設の更新、修繕等にあたっては、省エネ化、木質化のほか、太陽光発電設備等の導入に努めることにより、施設から排出される温室効果ガスの排出削減を推進します。

## 第4章 個別施設の状態等

点検や劣化状況等調査の結果を建物ごとに整理するとともに、今後の点検等の実施時期を明確にします。

### 1 状態把握の手法

#### (1) 点検・診断の実施

建築基準法に基づく定期点検対象建物については、定期点検を実施します。

また、定期点検対象建物又は延べ面積が200m<sup>2</sup>を超える建物や部位調査を要する建物については、劣化状況等調査を実施し、劣化状況の把握及び各部位情報の収集を行います。

このほか、定期点検及び劣化状況等調査に該当しない建物についても、施設管理者及び指定管理者による自主点検を定期的に実施し、建物の状態把握に努めます。

ア 建築基準法に基づく定期点検

- ・ 建築物 ・・・・・・・ 3年以内ごと
- ・ 建築設備 ・・・・・・・ 1年以内ごと

イ 劣化状況等調査 ・・・・・・・ 3年以内ごと

ウ 施設管理者による点検 ・・・ 3年以内ごと

※ 点検の実施予定の詳細は、「別紙3 点検実施予定一覧」参照

#### (2) 公共施設マネジメントシステムの活用

点検や劣化状況等調査の結果は、「公共施設マネジメントシステム」に蓄積し、状態の変化をきめ細かに管理するとともに、メンテナンスサイクルの構築など予防保全の推進に活用します。

## 2 建物の総合劣化度

各施設の劣化状況等調査の対象となる建物（延べ面積が200m<sup>2</sup>を超える建物や部位調査を要する建物）について、総合劣化度を用いて評価します。

総合劣化度は、建物を構成する部位ごとの劣化状況及び経過年数をもとにした建物の状態をあらわす指標で、劣化が進んでいるほど数値は大きくなります。

### (1) 総合劣化度判定の結果

劣化状況等調査の対象となる建物の総合劣化度を判定したところ、75%の建物が「C：劣化の度合いはそれほど高くないが、補修・修繕を要する。」、25%の建物が「D：劣化の度合いが高く、補修・修繕等を要する。」となつており、今後、対策を実施する必要があります。

A 0≤総合劣化度<25	B 25≤総合劣化度<50	C 50≤総合劣化度<75	D 75≤総合劣化度≤100	合計
0%	0%	75%	25%	100%

※ 施設分類ごとに建物数の割合をパーセンテージで表記。

総合劣化度	基 準	判定区分
0≤総合劣化度<25	良好である	A
25≤総合劣化度<50	軽微な改善を要する。又は、引き続き観察を続ける。	B
50≤総合劣化度<75	劣化の度合いはそれほど高くないが、補修・改善等を要する。（BとDの間）	C
75≤総合劣化度≤100	劣化の度合いが高く、補修・改善等を要する。	D

※ 詳細は「別紙4 建物別劣化度一覧」参照

### (2) 判定結果を踏まえた対応

- 建物ごとの劣化状況を踏まえ、今後も維持する建物については適切な修繕等に取り組むとともに、メンテナンスサイクルを構築し、事後保全から予防保全への転換を図ります。
- 施設の適正配置や総量最適化、維持・修繕等のトータルコストの低減化・平準化を図る観点から、今後も維持する建物の長寿命化や、市町村の施設との利用調整や集約・複合化を推進します。

## 第5章 対策内容と実施時期

建物の維持修繕・改修、更新などに必要となる対策について、その内容や実施時期、費用の概算を建物ごとに整理します。

### 1 対策の内容

#### (1) 建物

老朽化している建物の計画的な更新（集約・複合化を含む）に取り組むとともに、今後も継続して使用する建物については、適切な維持管理・修繕等により長寿命化を図ります。

また、今後廃止する予定の建物は、長寿命化の対策は行わないこととし、法定耐用年数を目処に廃止します。

#### (2) 部位

建物を構成する部位ごとの耐用年数による更新を行い、予防保全に努めます。ただし、建替又は廃止を予定している建物については、建替又は廃止の10年又は15年前から部位の更新を行わないこととします。

#### 【各部位の耐用年数（例）】

##### ア 建築

- |               |     |     |
|---------------|-----|-----|
| ・ 屋根          | ・・・ | 20年 |
| ・ 外壁（木質外壁を除く） | ・・・ | 30年 |

##### イ 電気設備

- |         |     |     |
|---------|-----|-----|
| ・ 電力    | ・・・ | 30年 |
| ・ 通信・情報 | ・・・ | 30年 |
| ・ 避雷・屋外 | ・・・ | 30年 |

##### ウ 機械設備

- |         |     |        |
|---------|-----|--------|
| ・ 給排水衛生 | ・・・ | 20～30年 |
|---------|-----|--------|

### 2 対策の実施時期

建物ごとの二次評価、建物・部位の耐用年数及び劣化状況等を踏まえ、今後10年間に必要となる対策の実施時期は次のとおりです。

(単位：棟)

区分	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	合計
更新 (改修含む)	0	0	3	0	1	0	1	0	0	0	5
建築 (部位更新)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
電気設備 (部位更新)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
機械設備 (部位更新)	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
廃止	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6
合計	0	0	9	0	1	2	2	0	1	0	15

※ 詳細は「別紙5 保全計画一覧」参照

## 第6章 対策の費用

### 1 単純更新した場合の将来経費

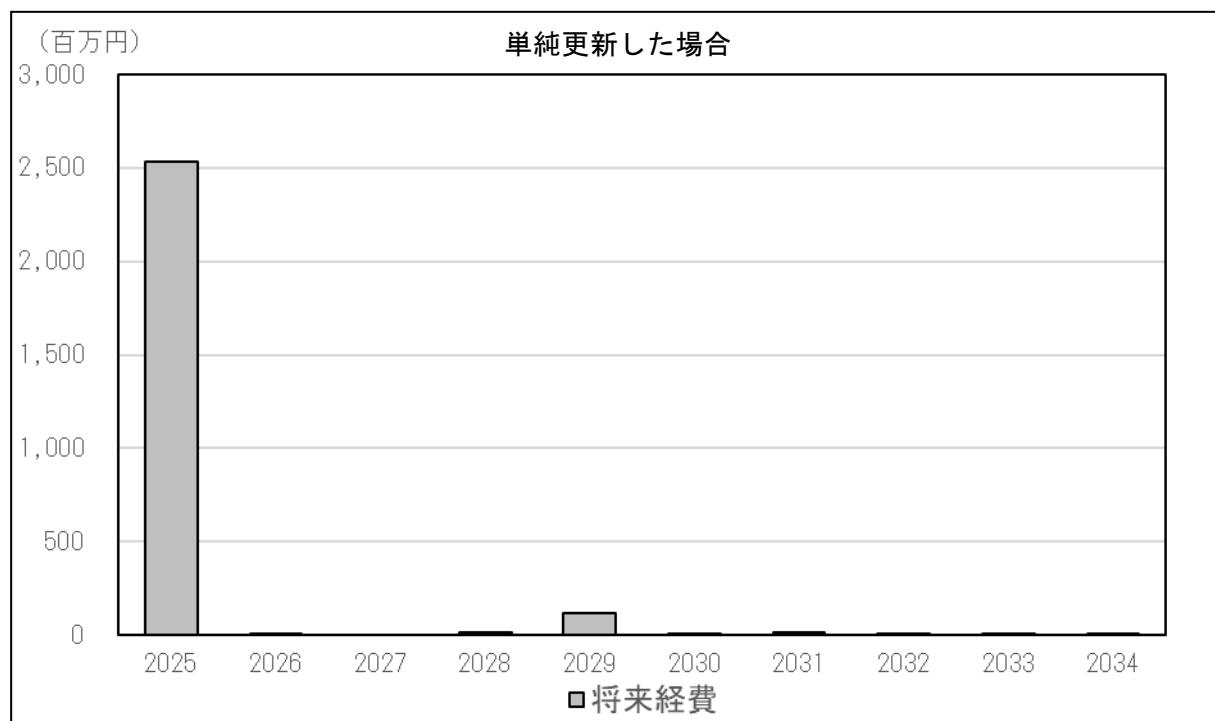
今後10年間に法定耐用年数（※）で建替を行った場合に必要となる費用は、約27億円（年平均2.7億円）となります。

※法定耐用年数

○体育館：47年（RC造）

○艇庫等：31年（S造）

○事務所等：50年（RC造）

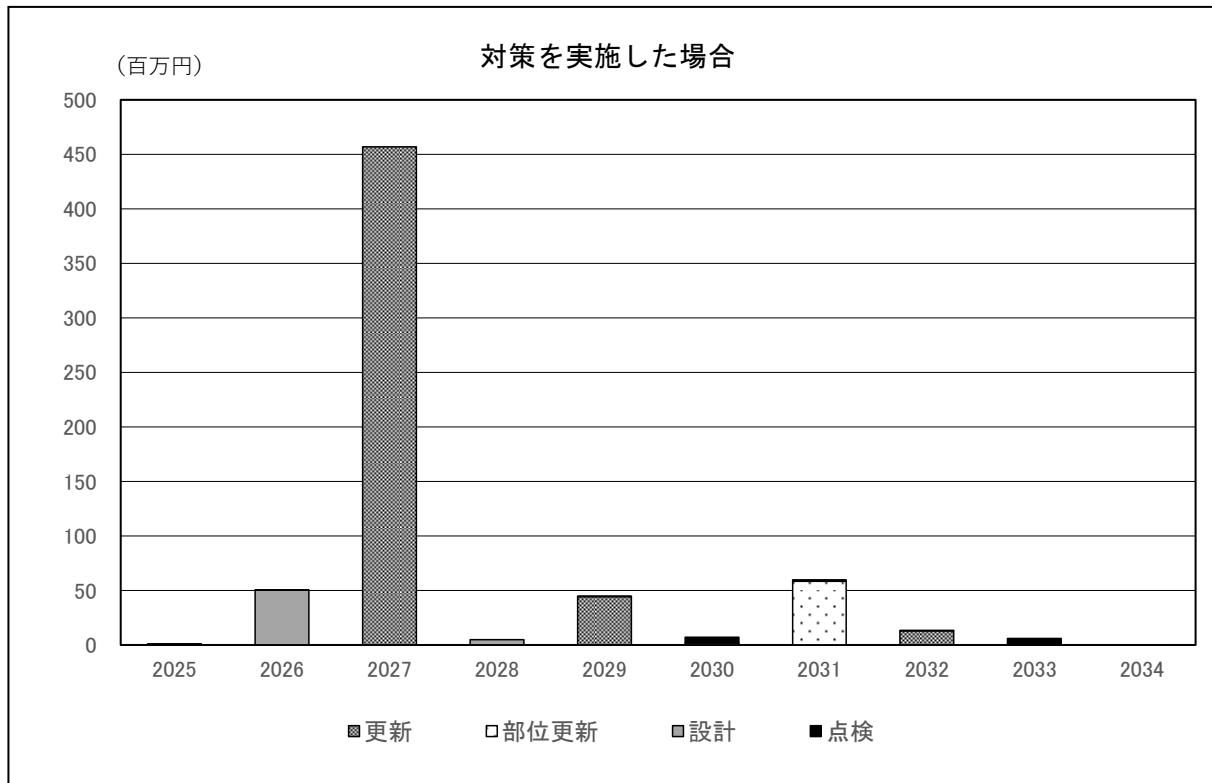


※ 金額は概算であり、予算が確定されるものではない。

※ 現時点での法定耐用年数が経過している建物は、2025年度に建替を行うものとして算定。

## 2 対策を実施した場合の将来経費

老朽化している施設の計画的な更新、メンテナンスサイクルの構築による長寿命化のための修繕等を図った場合、今後10年間で必要となる費用は約6億円となり、各年度の費用も平準化（年平均約0.6億円）されます。



区分	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	合計
更新 (改修・廃止含む)	0	0	45,684	0	4,446	0	0	1,309	0	0	51,440
部位更新	0	0	0	0	0	175	5,834	0	47	0	6,056
設計	0	5,025	0	489	0	0	144	0	0	0	5,658
点検	99	6	0	0	6	531	0	6	538	5	1,190
小計	99	5,031	45,684	489	4,452	706	5,978	1,315	585	5	64,343

- ※ 金額は概算であり、予算が確定されるものではない。
- ※ 設計については、建替、部位更新実施時期の前年度に対策費用の11%（過去の実績をもとに算出）を計上。
- ※ 点検については、劣化状況等調査にかかる費用について過去の実績等をもとに算出した費用を計上。
- ※ 将来経費の試算については、各工事金額には、共通比率、消費税率等を加味。
- ※ 詳細は「別紙5 保全計画一覧」参照。